

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の支給要件について

当法人では、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の支給について『経験技能を有する障がい福祉人材』『他の障害福祉人材』『その他の職種』の賃金対象となるグループを下記表のとおり設定している。

グループ		要件
a	経験 10 年以上の有資格者及び、 経験技能を有する障害福祉人材	① 年収 440 万円以上の志摩学園の正職員
		② 年収 440 万円以上の志摩学園の正職員(条件付き)
		③ 年収 440 万円以上のそよぎ今宿の正職員
		④ 年収 440 万円以上の放課後等デイサービスふたばの正職員
		⑤ 勤続 10 年以上で、経験技能を有する障害福祉人材
b	勤続 10 年以上の正職員及び、 a 以外の正職員	① 勤続 10 年以上の正職員
		② 勤続 5 年以上且つ有資格者の正職員
		③ a に該当しない専門職員
c	その他の職員	① 勤続 5 年以上且つ主任以上の役職者
		② 勤続 10 年以上の障害福祉人材以外の正職員

要件 1：支給対象者は正職員のみ。

要件 2：毎年度 4 月 1 日に勤務していること（4 月 1 日の当日に産休、育休、休職中の職員は支給要件を満たさない）。

要件 3：勤続年数に育児休業期間は除く。

要件 4：有資格者について、『介護福祉士』は志摩学園、そよぎ今宿、グループホームに勤務する職員、『保育士』は放課後等デイサービスふたばに勤務する職員への算定とする。その他資格（社会福祉士及び精神保健福祉士）は全事業所の算定とする。